

岩手県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 西磐井郡平泉町平泉地内（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年9月1日から令和7年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び水準測量